

「法人税税額控除等（措置法）」

コントロールタワー

回数	内 容	ページ
第 1 回	テーマ 1. 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合 テーマ 2. 中小企業者等が機械等を取得した場合 テーマ 3. 経営改善設備を取得した場合 テーマ 4. 特定経営力向上設備等を取得した場合 テーマ 5. 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別控除	P2 ~ P33
第 2 回	テーマ 7. 試験研究を行った場合 テーマ 8. 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等	P34 ~ P63

※ 上記カリキュラムの回数割・内容等については、講師の授業進度等により変更される場合があります。予めご了承ください。

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、令和2年4月1日現在の施行施法令等（令和2年度法令準拠）に基づき作成しております。

「法人税税額控除等（措置法）」

CONTENTS

テーマ1 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合	2
■高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特例を学習する	
テーマ2 中小企業者等が機械等を取得した場合	10
■中小企業者等が機械等を取得した場合の特例を学習する	
テーマ3 経営改善設備を取得した場合	16
■経営改善設備を取得した場合の特例を学習する	
テーマ4 特定経営力向上設備等を取得した場合	22
■特定経営力向上設備等を取得した場合の特例を学習する	
テーマ5 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合	28
■認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特例を学習する	
テーマ6 試験研究を行った場合	34
■試験研究を行った場合の法人税額の特別控除を学習する	
テーマ7 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等	54
■給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の特例を学習する	

「法人税税額控除等（措置法）」

テーマ1	高度省エネルギー増進設備等	を取得した場合	2
テーマ2	中小企業者等が機械等	を取得した場合	10
テーマ3	経営改善設備	を取得した場合	16
テーマ4	特定経営力向上設備等	を取得した場合	22
テーマ5	認定特定高度情報通信技術活用設備を	取得した場合	28
テーマ6	試験研究を行った場合		34
テーマ7	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等		54

1

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特例を学習する

Theme

1 法人税の税額控除の特例について

法人の設備投資を促進させ、景気の高揚・技術の発展・環境への配慮といった政策的な目的から、特定の資産を購入し事業供用した場合には、その取得価額のうち一定額をその事業年度の法人税額から控除することができます。

租税特別措置法に規定する特別控除にはいろいろありますが、資産を取得した場合の特別控除として、今回紹介するものは、次の5つの特別控除です。

- (1) 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別控除
- (2) 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別控除
- (3) 経営改善設備を取得した場合の特別控除
- (4) 特定経営力向上設備等を取得した場合の特別控除
- (5) 認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別控除

2 制度の内容

省エネルギー投資の促進によるエネルギー効率の改善を進めるため、中小企業者等が高度省エネルギー増進設備等を取得した場合には、特別控除（法人税の税額控除）を適用することができます。

(1) 適用要件（措法42条の5）

- | |
|---|
| <p>① 適用法人……………青色申告書を提出する中小企業者等で、特定事業者等に該当するもの</p> <p>② 対象資産……………新品の高度省エネルギー増進設備等</p> <p>③ 適用要件……………国内にあるその法人の事業の用に供したこと（貸付の用を除く）</p> <p>④ 選択適用……………特別償却の適用を受けないこと</p> |
|---|

（注1）特定事業者等

次の①～③のいずれかの法人をいいます。

- | |
|--|
| <p>① エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定する特定事業者等
…工場等を設置している者のうち、すべての工場等におけるエネルギーの年度の使用量の合計量が一定の数値以上であり、経済産業大臣にエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定された者</p> <p>② 連携省エネルギー計画に関する認定を受けた工場等を設置している者
…工場等を設置している者のうち、他の工場等を設置している者と連結してエネルギーの使用の合理化を推進するもので、その連携省エネルギー計画を作成し、経済産業大臣からその計画が適当である旨の認定を受けたもの</p> <p>③ 荷主連携省エネルギー計画に関する認定を受けた荷主
…荷主（自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物事業輸送車に輸送させる者をいう。）のうち、他の荷主と連携して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進するもので、共同で、その荷主連携省エネルギー計画を作成し、経済産業大臣からその計画が適当である旨の認定を受けたもの</p> |
|--|

(注2) 高度省エネルギー増進設備等

適用対象法人の区分に応じ、それぞれ次の減価償却資産が該当します。

① (注1) ①の特定事業者等

…機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に特に効果の高いものとして一定の要件を満たすことにつき、経済産業局長等の確認書及びその確認書に係る申請書の写しを保存することにより証明がされたもの

② (注1) ②の工場等を設置している者

…機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもののうち、連携省エネルギーの実施により取得等をされるものとして、連携省エネルギー計画に記載されたものであることその他エネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき証明がされたもの

③ (注1) ③の荷主

…機械その他の減価償却資産で貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもののうち、荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされるものとして、荷主連携省エネルギー計画に記載されたものであることその他貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に資するものであることにつき証明がされたもの

(注3) 貸付の用に供したものに該当しない資産の貸与（措通42の5-1）

法人が自己の下請業者に貸与した場合において、高度省エネルギー増進設備等が専ら当該法人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該高度省エネルギー増進設備等は当該法人の営む事業の用に供したものとします。

(2) 特別控除額

税額基準額を限度として、税額控除限度額を法人税額から控除します。

- | | | |
|---|---------|-------------------------|
| ① | 税額控除限度額 | 取得価額×7% |
| ② | 税額基準額 | 調整前法人税額（税率適用後の算出税額）×20% |
| ③ | 特別控除額 | ①と②のうち少ない方 |

(注) 値引き等があった場合（措通42の5-3）

高度省エネルギー増進設備等を事業の用に供した日を含む事業年度後の事業年度において、当該高度省エネルギー増進設備等の対価の額につき値引き等があった場合には、供用年度に遡って税額控除限度額の修正を行います。

(3) 中小企業者等

資本金 1億円以下 の法人	① 発行済株式等の2分の1以上が同一の大規模法人（資本金の額が1億円超の法人等）の所有に属している法人 ② 発行済株式等の3分の2以上が複数の大規模法人の所有に属している法人
	上記以外の法人(中小企業者等)
資本金1億円超の法人	

(注1) 判定の時期（措通42の5-2）

中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、高度省エネルギー増進設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定します。

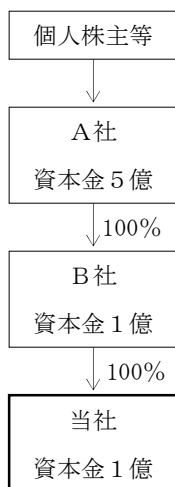
(注2) 大規模法人

次に掲げる法人をいいます。

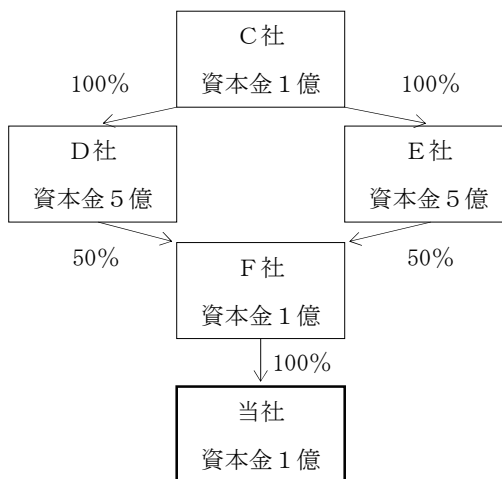
- | | |
|---|--|
| ① | 資本金の額が1億円超の法人等 |
| ② | 大法人（資本金の額が5億円以上である法人等）による完全支配関係がある普通法人 |
| ③ | 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式等の全部をそのうちいずれかの大法人が有するものとみなした場合にその大法人による完全支配関係があるときのその普通法人 |

【図 解】

<ケース1>（上記②）



<ケース2>（上記③）



<ケース1>

B社は大規模法人に該当する（B社は大法人A社による完全支配関係があるため）。

当社は大規模法人であるB社に発行済株式等の2分の1以上保有されているため、中小企業者に該当しない。

<ケース2>

F社は大規模法人に該当する（F社は、F社との間に完全支配関係がある全ての大法人D社及びE社が有するF社株式の全部をいずれか一の大法人（D社又はE社）が有するものとみなした場合にその大法人による完全支配関係があるため）。

当社は大規模法人であるF社に発行済株式等の2分の1以上保有されているため、中小企業者に該当しない。

(4) 適用法人に関する経過措置

平成31年4月1日以後に開始する事業年度では、「中小企業者のうち適用除外事業者」は税額控除の適用法人から除外されます。

適用除外事業者とは、次の金額が15億円を超える法人をいいます。

$\frac{\text{当該事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得の金額の合計額}}{\text{分子の各事業年度の月数の合計数}} \times 12$

(5) 特別償却との選択適用

特別控除の適用に代えて、取得価額の20%相当額の特別償却を行うことができます。

$\text{償却限度額} = \text{普通償却限度額} + \text{取得価額} \times 20\%$

なお、特別償却は中小企業者以外の法人についても適用が認められます。

	中小企業者等	中小企業者等以外
特別償却（20％）	○	○
特別控除（7％）	○	×



設 例

- (1) 青色申告法人である当社は期末資本金額 1 億円(法人株主はいない。)の内国普通法人である。
- (2) 租税特別措置法第42条の5《高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》に規定する高度省エネルギー増進設備等は次のとおりであり、当社は特別控除の適用を受けるものとする。

資 産	取 得 価 額	事 業 供 用 日	定率法償却率
機械装置 A	16,380,000 円	当期の10月 6 日	0.118

- (3) 当期の調整前法人税額は11,238,000円である。



解 説

【別表 1】

- (1) 税額控除限度額

$$16,380,000 \text{円} \times 7\% = 1,146,600 \text{円}$$

- (2) 税額基準額

$$11,238,000 \text{円} \times 20\% = 2,247,600 \text{円}$$

- (3) 特別控除額

$$(1) < (2) \quad \therefore 1,146,600 \text{円}$$

【解答への道】

- (1) 税額控除限度額は、取得価額に 7 % を乗じた金額となる。
- (2) 税額基準額（調整前法人税額の 20 %）は、税額控除限度額の限度となる。
- (3) 当社が仮に特別償却の適用を受けることを選択していた場合、当期の償却限度額は次のようになる。

$$16,380,000 \text{円} \times 0.118 \times \frac{6}{12} + 16,380,000 \text{円} \times 20\% = 4,242,420 \text{円}$$

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の
法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六十三

令二・四・一以後終了事業年度分

指法第42条の5第1項各号の該当号		1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業種目		2					
資産 区 分	種類	3					
	構造、設備の種類又は区分	4					
	細目	5					
	取得年月日	6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月日	7	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
取得価額	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	9					
	差引改定取得価額 (8) - (9)	10					
法人税額の特別控除額の計算							
取得価額の合計額 (10)の合計)		11	円	当期税額控除可能額 (12)と(14)のうち少ない金額)		15	円
税額控除限度額 $(11) \times \frac{7}{100}$		12		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑤」)		16	
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)		13		法人税額の特別控除額 (15) - (16)		17	
当期税額基準額 $(13) \times \frac{20}{100}$		14					
機 械 設 備 等 の 概 要							